

農業振興地域制度について

農業振興地域制度とは

農業振興地域制度は、農業の振興を図るべき地域を定め、その地域の農業上の有効利用と必要な施策を計画的に推進することを目的とした「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく制度です。

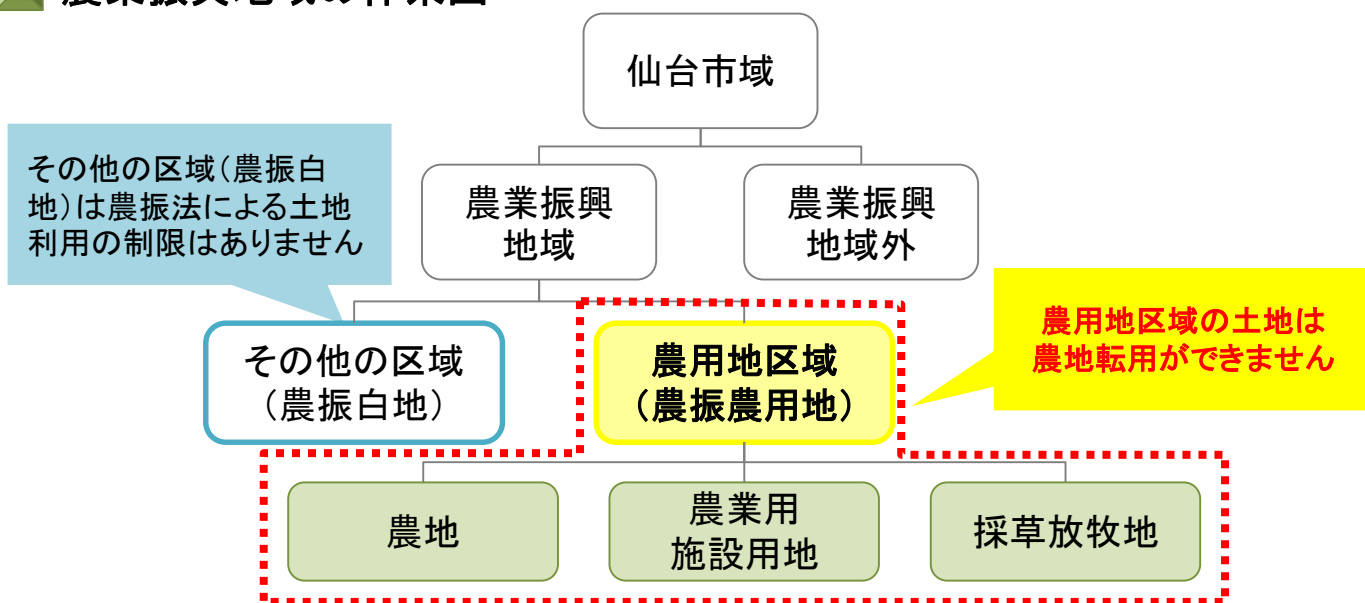
農業振興地域は、都道府県知事が、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として指定する地域のことです。

農業振興地域を有する市町村は、市町村農業振興地域整備計画を定め、農用地区域を設定しています。

農用地区域とは

農業振興地域のうち、長期間にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域として、市が設定する区域です。農用地区域の土地は、農業以外の用途で利用することはできません。

農業振興地域の体系図



土地の確認

仙台市ＨＰで「農用地利用計画（一筆台帳）」を公開していますので、参照ください。

市ＨＰトップページ > 暮らしの情報 > 自然・動物・農業 > 農林水産業 > 農林水産業に関する施策・計画 > 農業振興地域制度について



農用地利用計画に係る各種証明書の発行について

各種証明書の発行を希望される場合は、農林企画課へ証明願を提出してください。

- 【証明書の種類】
- ①申請地が農用地区域に設定されていることの証明
 - ②申請地が農用地区域から除かれていることの証明
 - ③農業振興地域の指定日の証明
 - ④農業振興地域整備計画の決定日の証明

市ＨＰトップページ > イベント・施設・手続き等を探す > 申請・届出をする > 申請書・届出書様式のダウンロードサービス > 仕事 > 農業振興地域整備計画に係る各種証明願



農用地利用計画の変更について

農用地利用計画の変更について

下記①から③に該当する変更をする場合は、それぞれ手続きが必要となります。

① 農用地区域からの除外

農用地区域内の土地は農地転用が認められていません。農用地区域内の土地を農業以外の目的に利用する場合は、事前にその土地を農用地区域から除外する手続きが必要となります。ただし、**下記の要件をすべて満たす必要がありますので、申出があっても農用地区域から除外が出来ない場合があります。**

<除外するための主な要件>

- (1) 他に代替する土地がないこと
- (2) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 農地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがないこと
- (4) 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- (5) 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- (6) 土地改良事業等の工事完了後8年が経過していること

※別紙「農用地利用計画の変更要件事前確認シート」を参考に、上記要件を満たすかご確認ください。

◆農用地区域からの除外に係る注意事項

- ・「変更する地番・面積」「必要性」「事業地の選定理由」等を明確にする必要があります。
- ・「自己所有の土地のため」、「売り手・貸し手との協議が整っているため」「耕作できないため」という内容は、**必要性・事業地の選定理由に該当しません。**
- ※過去に農用地区域から除外した事例【公共事業、農家住宅・分家住宅、既存施設の拡張】
- ・市開発調整課、市農業土木課、各土地改良区、農業委員会等の**関係機関に対し、変更内容について事前に相談、協議をしてください。**
- ・農用地利用計画の変更手続きが終了した後、農業委員会において農地転用の許可申請が必要です。

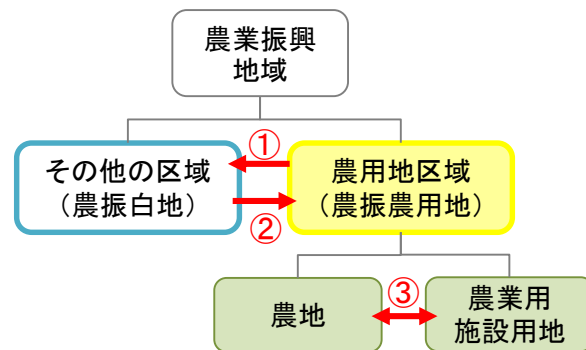
② 農用地区域への編入

農用地区域に設定されていない土地で、ほ場整備や多面的機能支払交付金の実施を予定しているなど、新たに農用地区域に編入する必要がある場合は、変更手続きが必要となります。

③ 用途区分の変更

農用地区域に設定されている土地は、農業上の用途（農地・農業用施設用地）が定められています。農業用施設を設置する等の別な用途で利用する場合は、用途区分の変更手続きが必要になります。

区分変更後、農業委員会において別途手続きが必要です。



農用地利用計画の変更手続きについて

	申出受付時期（締切）	所要期間
①農用地区域からの除外	年2回（5月末・11月末）	6か月程度
②農用地区域への編入	年2回（5月末・11月末）	6か月程度
③用途区分の変更	随時	2か月程度

問合先

仙台市経済局農林部農林企画課農地活用係

○TEL：022-214-8334 ○FAX：022-214-8338 ○MAIL：kei008110@city.sendai.jp